

社会福祉法人のどか役員の報酬等支給基準規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人のどかの役員の報酬等に関し、定款第21条（役員の報酬等）に基づき必要な事項を定めることを目的とする。

(役員)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(役員報酬)

第3条 理事長・理事及び監事の報酬は、別表1により支払う。

2 役員が理事会出席以外で、理事長の命を受けてその任に当たった場合は、別表3により出張旅費等を支払う。

3 報酬及び旅費等は、本人の指定する金融機関の口座に振り込むか現金により支払う。理事長の支給日は毎月25日とし、理事及び監事については、年度当初の理事会の開催日に支払う。

(理事会の出席)

第4条 役員が理事会に出席した場合は、別表2により日当及び旅費を支給する。

(監事監査等)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況の監査または指導業務に当たった場合は、別表2により日当及び旅費を支給する。

(出張旅費等)

第6条 役員が法人業務のため出張する場合は、別表3により日当・旅費等を支給する。

2 旅費等は、原則として出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(慶弔)

第7条 役員の慶弔に関しては、法人の慶弔規程に準じて理事長が決定する。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、職員の支払い基準を適用し、第3条及び第4条の規定を適用しない。

(規程の変更)

第9条 本規程を変更する必要がある場合は、理事会の議決を経て、評議員会の承認を経なければならない。

附 則（平成29年3月24日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月20日）

この規程は、令和元年6月20日一部改正し、平成31年4月1日から適用する。

別表 1

名 称	報 酬 金 額	摘 要
理事長報酬	50,000 円	月 額
理事・監事報酬	50,000 円	年 額

別表 2

名 称	支給基準	摘 要
日 当	5,000 円	
旅 費	車賃の場合は、1 km につき 20 円支払う。 但し、100 円未満は 切り捨てとする。	自宅から開催場所まで の距離に対し往復分

※ 公共の乗り物を利用する場合は、その金額とする。

別表 3

名 称	宿泊料 (一泊につき)	日 当	
		県 内	県 外
出張旅費	12,000 円	2,500 円	5,000 円

※ 但し、文書等により宿泊費が定まっている場合はその金額とする。
旅費については別表 2 に準ずる。